

周南高原医療福祉センター 面会・外出制限レベルのお知らせ

令和2年5月18日（月）

～

令和2年5月31日（日）

レベル 2

5/14（木）以降、緊急事態宣言は徐々に解除されていますが、医療福祉施設ではクラスターが発生しやすい為、当センターでは段階的に対応をさせていただきます。

北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫の8都道府県への移動のあった方は申し訳ございませんが、面会にご遠慮ください。

何卒、皆様のご協力とご理解の程、
よろしくお願いいたします。